

## 監査委員公表 第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和7年12月23日

鹿屋市監査委員 大 薦 純 広  
同 櫛 下 俊 朗  
同 原 田 靖

### 1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査

### 3 監査の対象

| 団 体 名                | 事 業 名                   | 所 管 課             |
|----------------------|-------------------------|-------------------|
| 鹿屋市スポーツ協会            | 競技スポーツ推進事業補助金           | 市民スポーツ課           |
| 社会福祉法人<br>鹿屋市社会福祉協議会 | 鹿屋市社会福祉協議会育成補助事業補助金     | 福 祉 政 策 課         |
|                      | 鹿屋市市民交流センター福祉プラザの管理運営委託 |                   |
| 鹿屋市鹿屋地域農業再生協議会       | 米生産調整推進事業（経営所得安定対策）補助金  | 農 政 課             |
| 街のにぎわいづくり協議会         | 街のにぎわいづくり協議会負担金         | 商 工 振 興 課         |
| 吾平地域体育振興会            | 鹿屋市地域生涯スポーツ推進事業補助金      | 吾平総合支所<br>住民サービス課 |

### 4 監査の日程

令和7年10月21日から22日まで（2日間）

### 5 監査対象年度

令和5年度及び令和6年度

### 6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第5節 財政援助団体等に対する監査）

### 7 監査の主な実施内容

当該補助金等がその目的に基づいて適正に執行されているかどうか、また、所管課については、対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼において、提出された補助金等に関する調書等を関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、団体の代表等や所管課の職員に説明を求め実施した。

## 8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、一部の事務処理等において改善を要する事項が見受けられた。

なお、補助金等については、事業の目的、鹿屋市補助金等交付規則及び各補助金交付要綱等に基づき適正に処理されるよう、所管課において、引き続き指導に努められたい。

また、指定管理については、施設に係る条例、施行規則及び施設の管理等に関する基本協定書に基づき適正に処理されるよう、所管課において、鹿屋市指定管理者制度導入及び運用手続要領に基づき定期的な立入調査やモニタリング等の実施により、引き続き指定管理者への指導に努められたい。

## 9 監査対象団体等の概要

### (1) 鹿屋市スポーツ協会

対象事業：競技スポーツ推進事業補助金

#### ア 目的

市内のスポーツの振興、市民の体力の向上・健康の増進を図る。

#### イ 主な内容

- (ア) 競技力向上支援事業
- (イ) スポーツ大会開催支援事業
- (ウ) スポーツ大会出場助成事業

#### ウ 補助金の額

令和5年度：11,613,167円

令和6年度：9,740,774円

### (2) 社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会

対象事業

#### ①鹿屋市社会福祉協議会育成補助事業補助金

#### ア 目的

本市における社会福祉の増進と市民福祉の向上を図るため、鹿屋市社会福祉協議会を育成する。

#### イ 主な内容

- (ア) 鹿屋市社会福祉協議会の運営と事業推進
- (イ) 鹿屋市社会福祉会館の管理運営

#### ウ 補助金の額

令和5年度：76,306,271円

令和6年度：72,475,409円

#### ②鹿屋市市民交流センター福祉プラザの管理運営委託

#### ア 目的

公共性を確保しつつ民間事業者の能力を活用することにより、地域福祉活動の拠点として市民サービスの向上や経費の節減を図る。

#### イ 主な内容

- (ア) 福祉関係団体との連絡調整
- (イ) 福祉の情報提供
- (ウ) 福祉活動の推進のための施設の提供
- (エ) 施設の維持管理

- ウ 指定管理料の額  
令和5年度：9,467,000円  
令和6年度：8,272,023円

(3) 鹿屋市鹿屋地域農業再生協議会

対象事業：米生産調整推進事業（経営所得安定対策）補助金

ア 目的

経営所得安定対策の普及推進活動を行うことによって、円滑な経営所得安定対策の推進を図る。

イ 主な内容

- (ア) 需要に応じた作物の生産方針等の策定
- (イ) 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請の取組
- (ウ) 対象作物の作物面積・生産数量等の確認事務
- (エ) 地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付手続き

ウ 補助金の額

- 令和5年度：5,363,000円  
令和6年度：7,000,000円

(4) 街のにぎわいづくり協議会

対象事業：街のにぎわいづくり協議会負担金

ア 目的

商店街、各団体及び個人、関係機関等が一体になった街のにぎわいの創出を図る取組を行い、中心市街地の活性化に資する。

イ 主な内容

- (ア) 中心市街地の活性化に向けた取組
- (イ) 中心市街地における個店の販売力強化に向けた取組
- (ウ) 中心市街地における空き店舗解消に向けた取組

ウ 負担金の額

- 令和5年度：6,618,000円  
令和6年度：5,236,000円

(5) 吾平地域体育振興会

対象事業：鹿屋市地域生涯スポーツ推進事業補助金

ア 目的

市内の生涯スポーツの振興を図り、地域住民の体力の向上及び健康の増進並びに地域住民の交流に寄与する。

イ 主な内容

地域におけるスポーツ関係行事の主催、共催、主管又は後援

ウ 補助金の額

- 令和5年度：1,781,308円  
令和6年度：1,642,642円